

2025

2

令和7年

フレッシュ

旭川印刷製本工業協同組合

北海道印刷工業組合旭川支部

株式会社 長勢紙業

あじか新聞

この広報は従業員にも掲示回覧してください。

事務局 旭川市7条通23丁目 電話0166-31-5581

## 旭川市役所デザイン名刺に関して

旭川市役所デザイン名刺について、これまで市の職員さんから依頼があった場合に各社へデータを渡して製作していました。しかし、金額が高いことで普及していかないこともあり、この度当組合で台紙をまとめて製作し依頼があった各社で名入れのみ対応する事といたしました。

注意として、これまで通り決められたレイアウト・フォントは、変えないよう刷り込みお願いいたします。また、台紙は「単板のみ100枚800円税抜」、当組合事務所に3月1日から各デザイン40組を製作し販売予定です。なお、面付台紙は販売いたしません。

希望価格は2,400円税抜(台紙800円+刷込料1,600円)となっております。年度替わりで名刺の依頼が増える時期がきますので、早めにお知らせいたします。準備出来次第、市役所内回覧にて周知されますので、これまでに旭川市役所デザインで製作された方には、その旨ご理解いただくようお願いください。詳細は次のページに掲載しております。

### 著作権の権利範囲を明確に

印刷に関わるデータは印刷会社にも著作権があります。無償譲渡の条件や使用目的の不明な契約が横行しているとの指摘が中小企業庁からなされています。

例えば…

- 著作者の作ったPDFも印刷用に加工されています。著作権(版権)が印刷所にあります。
- 印刷会社が作ったイラストは印刷会社とイラスト制作者に著作権があります。無条件譲渡はありません。
- 印刷会社が作ったPDFの著作権は印刷会社にあります。譲渡条件に使用目的を明確にする必要があります。

詳細はQRコードより→



## 65歳定年は義務？

2025年4月の高年齢者雇用安定法改正により、企業には『雇用を希望する65歳までの労働者』の雇用機会確保義務が強化されます。本改正において「65歳定年が義務化されるのでは」という懸念もありますが、結論から言えば65歳定年が義務化されることはなく、継続雇用制度が変更されることとなります。

高年齢者雇用安定法では60歳未満の定年を禁止していますが、現行法では定年が60歳以上であれば問題ないとされています。その代わり企業は60歳を超えた従業員が就労を希望する場合、65歳まで働けるよう雇用機会を提供する義務があります。

1. 定年を65歳まで引き上げる(定年の延長)
2. 65歳までの継続雇用制度を導入する(再雇用制度など)
3. 定年を廃止する

上記いずれかを実施すればよく、「定年を必ず65歳に設定しなければならない」というわけではない点に注意が必要です。たとえば企業が「継続雇用制度」を導入している場合、対象者にのみ再雇用制度などの継続雇用制度を適用すればよく、それ以外の従業員については定年を60歳としていても法的には問題ないとされています。

※P-Tips お悩み解決を提供する総合サイトより引用

### <事務局日誌>

- 2月12日 第9回理事会
- 2月13日 北印工組 三役会(REIホテル)

### <予定>

- 2月28日 北印工組理事会・下期地区協議会(パークホテル)
- 3月12日 全印工連組織活性化委員会(ZOOM開催)
- 3月13日 第10回理事会

# 旭川市役所デザイン名刺に関して

## 【名刺表面の指定デザインレイアウト】



※右上のAマークは台紙に印刷済みです。

**(注意)レイアウト、フォントサイズ等、すべて指定厳守です。**

### <フォント指定>

和文：A-OTF 中ゴシック BBB Pr6N

欧文：Helvetica Neue Regular

### <レイアウト>

- (1)組織名(特別職の場合は役職)
- (2)所属部署名(特別職の場合は空欄)
- (3)役職(特別職の場合は空欄)
- (4)氏名
- (5)氏名ローマ字
- (6)郵便番号
- (7)住所
- (8)電話番号
- (9)メールアドレス
- (10)QRコード

### <料金>

希望価格 2,400 円(税抜)(税込 2,640 円)となっております。

## 【名刺裏面パターン 5 種】

